



保障内容の異なる4つのプランをご用意

3大疾病
50%

7大疾病
100%

全疾病
100%

保険料
支払型

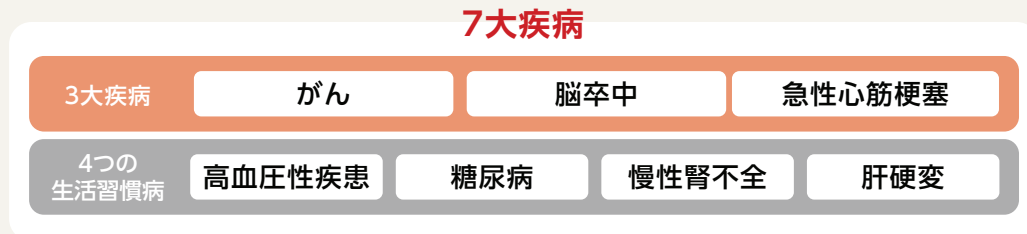
住まいと家族を守る充実の保障

疾病保障付住宅ローン

住宅ローンお借入中の”もしも”に備えませんか？

7大疾病とは？

7大疾病とは3大疾病(がん・脳卒中・急性心筋梗塞)に加え、4つの生活習慣病をいいます。

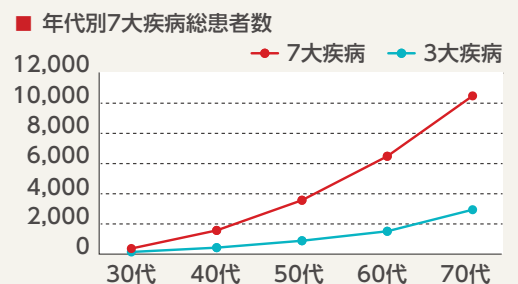


入院患者の
約3人に1人が
7大疾病に罹患

出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」

3大疾病・7大疾病は身近なリスクです

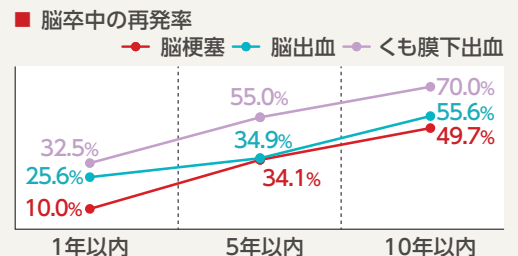
年齢に比例して、3大疾病・7大疾病の罹患数も増加します。
今は身近に感じられなくても、住宅ローンの返済は長期に渡ります。
住宅ローン借入時に“もしもの備え”を考えましょう。



出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」

がんはもちろん、脳卒中・急性心筋梗塞への備えも大切です

がんだけでなく、脳卒中・急性心筋梗塞は再発リスクがあります。
後遺症がある場合は今までどおり働けなくなる可能性も。
がんと同様に、脳卒中・急性心筋梗塞の備えも必要です。



出典：Hata J, et al: J Neurol Neurosurg Psychiatry 2005; 76: 368-372

医療保険やがん保険では、住宅ローンの返済は保障されません

団体信用生命保険は死亡や高度障害になった場合の保障であり、
病気で働けなくなった場合は住宅ローンの返済は残ります。
また、一般的に医療保険やがん保険では、住宅ローンの返済は保障されません。
病気で今までどおり働けなくなると、収入の減少により
住宅ローンの返済が家計の大きな負担となってしまうかもしれません。
住宅ローンの返済には別途備えが必要です。



マイホームとご家族を守るため”安心の備え”をご検討ください。
三菱UFJ銀行は保障内容の異なる4つのプランをご用意しています。

あなたに合った保障プランを診断してみましょう

保障プラン 診断

サクッと診断!
Web診断はこちら



スタート

住宅ローン借入時の年齢は?

50歳未満

50歳以上56歳未満

3大疾病になった場合、どの保障が必要?

がんと診断、
脳卒中・急性心筋梗塞で入院で

住宅ローン残高が **50%** に

借入時年齢46歳未満

手厚い
保障

がんと診断、
脳卒中・急性心筋梗塞で入院で

住宅ローン残高が **0円** に

就業障害が所定の期間
継続したら

住宅ローン残高が **0円** に

3大疾病以外の保障は?

4つの生活習慣病
に備えたい

全疾病・ケガ
に備えたい

住宅ローン金利
+年0.15%

3大疾病50%

金利を抑えて
3大疾病保障に特化!

くわしくはP3・4へ

住宅ローン金利
+年0.3%

7大疾病100%

手厚い3大疾病保障!
4つの生活習慣病も保障

月次返済保障付

くわしくはP3・4へ

住宅ローン金利
+年0.5%

全疾病100%

すべての病気やケガを保障!
手厚い3大疾病保障も

月次返済保障付

くわしくはP3・4へ

保険料を別払

保険料支払型

3大疾病+4つの生活習慣病を
保障! 先進医療の保障も

月次返済保障付

くわしくはP5・6へ

〈お借入時年齢18歳以上**46歳未満**の方が対象〉

3大疾病50%

金利を抑えて3大疾病保障に特化!

住宅ローン金利

+ 年0.15%



返済期間は
変わりません

※保険金支払は1度のみです。

毎月の
上乗せ額は
約**1,500円**(*)



※がんの場合、90日間の待機期間があります。



保険金支払後、上乗せ金利(年0.15%)は引き下げとなります

※保険金のお支払後に発行する「ご返済のお知らせ」にて、新返済額・借入利率等をご確認ください。

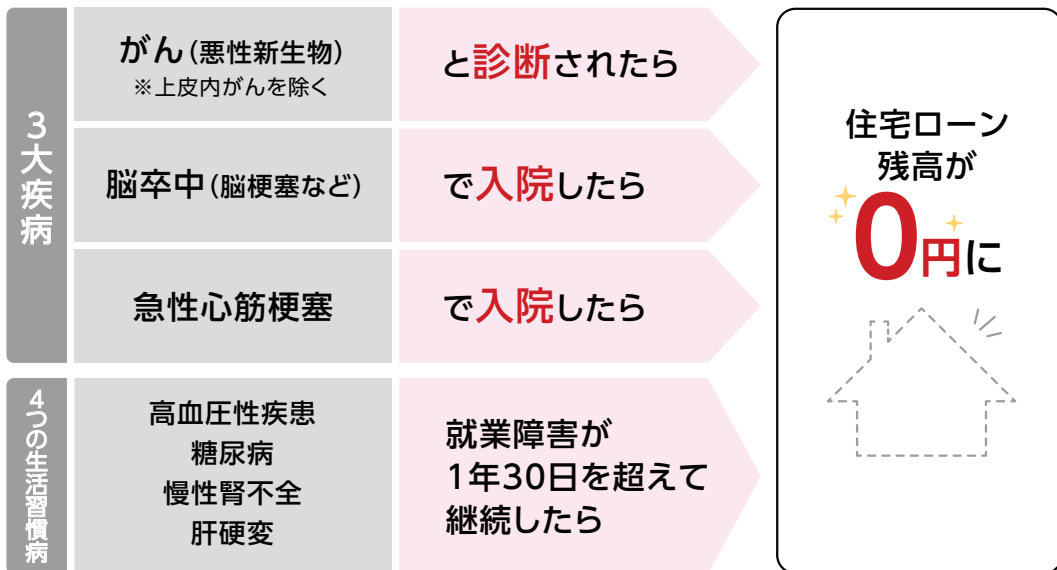
〈お借入時年齢18歳以上**50歳未満**の方が対象〉

7大疾病100%

手厚い3大疾病保障! 4つの生活習慣病も保障

住宅ローン金利

+ 年0.3%



※がんの場合、90日間の待機期間があります。



月次返済保障

上記の病気で
就業障害が30日を超えて継続したら

※3大疾病で住宅ローン残高が0円になった場合は、月次返済保障はありません

月額返済額を
最長1年保障

毎月の
上乗せ額は
約**3,000円**(*)



- 上記の保障プランは、住宅ローンまたはセカンド住宅ローンの借入利率に所定の金利を上乗せします。
- お借入後のご加入はできません。また、お借入後の保障プランの変更や、疾病保障付ではない住宅ローンへの変更はできません。

Point

がんと診断、脳卒中・急性心筋梗塞で入院されたら、住宅ローン残高が0円または半分に！罹患後、仕事に復帰しても、住宅ローンの負担が減るので安心です。

住宅ローン残高が0円になったお客さまからの声（7大疾病100%の一例）



急性心筋梗塞と診断され、そのまま10日間入院。発症後38日で職場復帰。約4,500万円あった住宅ローンが0円になり、助かりました。

罹患時40歳



住宅ローン借入後の健康診断で肺がんが判明。手術で切除したが、退院後も医療費がかかる中、約5,600万円残っていた住宅ローンが0円になり、家族が安心できました。

罹患時31歳

(*) 毎月の返済額の例

借入条件 借入金額2,000万円（ボーナス月増額返済なし）、借入期間:35年、元利均等返済

	住宅ローン	疾病保障付住宅ローン		
		3大疾病50%	7大疾病100%	全疾病100%
借入金利	年0.5%	年0.65%	年0.8%	年1.0%
毎月の返済額	51,917円	53,253円	54,612円	56,457円
毎月上乗せ額	—	1,336円	2,695円	4,540円

サクッと試算!

比較シミュレーションはこちら

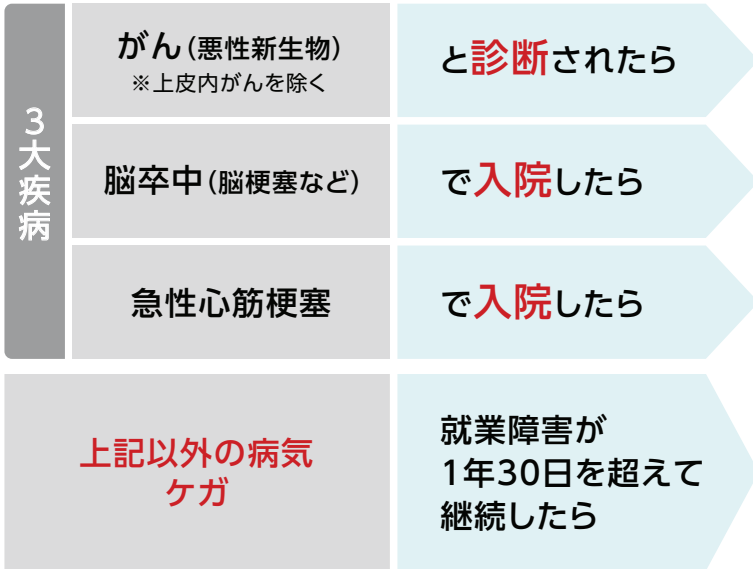


〈お借入時年齢18歳以上**50歳未満**の方が対象〉

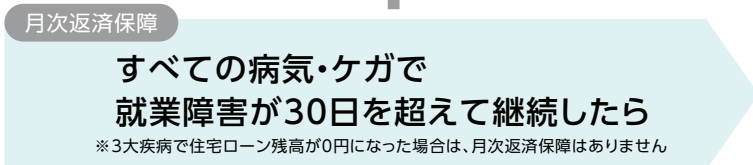
全疾病100%

すべての病気やケガを保障！ 手厚い3大疾病保障も

住宅ローン金利
+ 年**0.5%**



※がんの場合、90日間の待機期間があります。



⚠ 保険会社が認める病気やケガが対象となり、精神障害などの保障対象外となる病気やケガがあります

【お問い合わせ先】

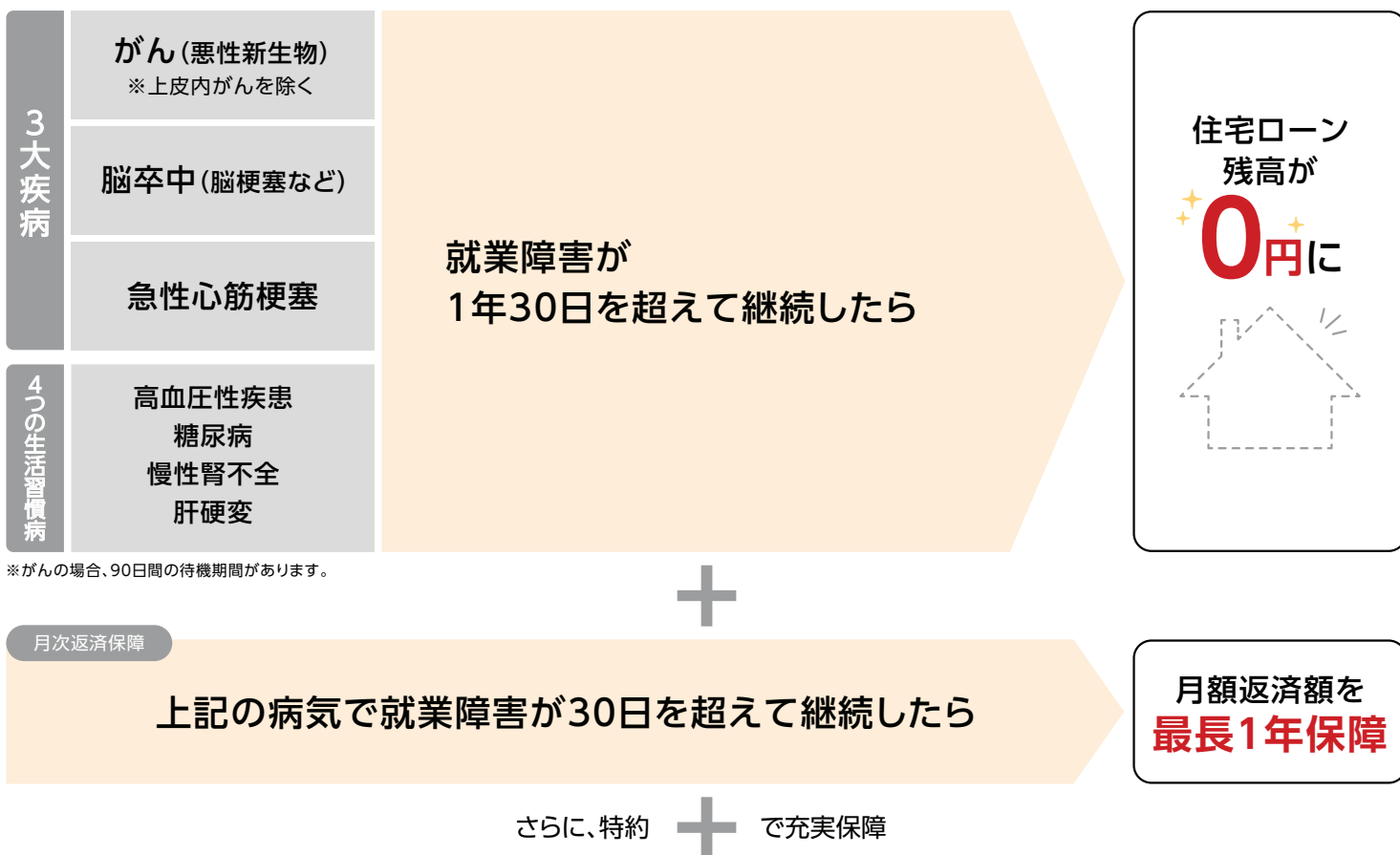
引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 金融法人部 三菱UFJ室 0120-310-768 <受付時間:平日9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)>

保障内容について詳しくはP9・10をご確認ください

〈お借入時年齢18歳以上**56歳未満**の方が対象〉

保険料支払型

7大疾病による就業障害を保障！ 先進医療の保障も



※がんの場合、90日間の待機期間があります。

自動付帯

総合先進医療特約

先進医療を受けた場合、技術料に対して基本保険金(300万円限度)と一時金10万円を保障

- ▶ 先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。公的医療保険制度に基づき給付の対象となる療養は除きます。
- ▶ 総合先進医療基本金のお支払いは、この特約の保険期間(当年5月1日16時～翌年5月1日16時)を通じ300万円を限度とします。
- ▶ 総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間(当年5月1日16時～翌年5月1日16時)を通じ1回に限ります。
- ▶ 以下の費用等先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。
① 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ② 先進医療以外の評価療養のための費用
③ 選定療養のための費用 ④ 食事療養のための費用 ⑤ 生活療養のための費用

オプション

女性疾病特約

上記の7つの疾病に加えて、「女性特有の疾病」および「妊娠」に伴う就業障害を保障

- ▶ 特約保険料が保険料に加算されます。▶ 住宅ローン残高0円または月次返済保障の条件は上記7つの疾病と同様です。
- ▶ ご加入後の特約追加および特約のみの解約はできません。▶ 「女性特有の疾病」の例：①子宮筋腫 ②卵巣のう腫

■ お借入後のご加入はできません。また、お借入後の保障プランの変更はできません。

保障内容によって設定された保険料を毎月お支払い

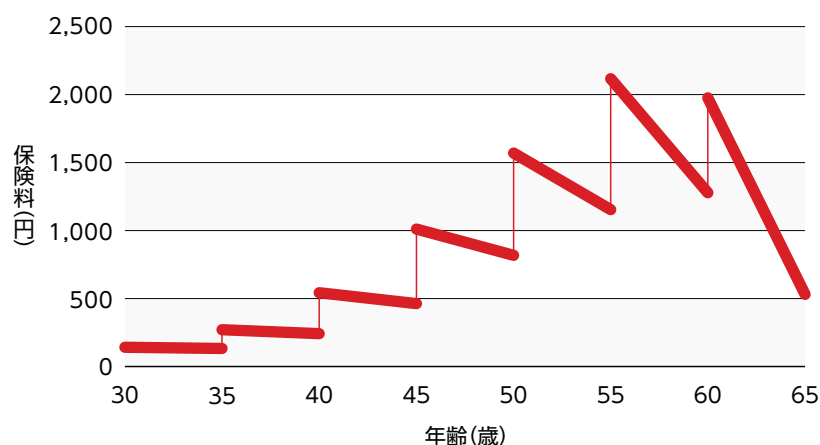
※性別・年齢・お借入残高・毎月のご返済額等によって保険料が異なります

- お客さまの契約内容(性別・年齢(5月1日における満年齢が基準となり、5の倍数年齢で見直し)・借入残高・毎月の返済額等)によって異なる保険料を毎月お支払いいただきます。
- 保険料の払い込みはローンお借入時の翌々月からローンの約定最終返済月の前月までとなります(中途脱退時を除く)。
- 保険料は、ご指定のローン返済用預金口座から毎月月末(土・日・祝日等の場合は前平日窓口営業日)に口座振替にて引き落としします。
- 毎月の保険料は、概算金額となり、確定した金額をあらかじめご案内することはできません。
- 保険料支払型のシミュレーションをご希望の場合は、事前審査をお申込後、担当者にお申し付けください。

毎月の保険料の例

借入条件 借入時年齢30歳(男性)、金額2,000万円(ボーナス月増額返済なし)、借入期間:35年、借入金利0.5%、元利均等返済

<毎月の保険料推移グラフ>



知 Point

ローン返済とは別に毎月の保険料をお支払いいただくので、**税法上の介護医療保険料控除の対象**となります。

知 Point

一般的な医療保険では、高額となる先進医療の技術料が対象とならない場合があります。**全額自己負担となるため、しっかりと備えておく必要があります。**

【先進医療の治療費(平均費用)の例】

重粒子線治療

約314万円

陽子線治療

約266万円

先進医療は、公的医療保険の対象にするかを評価する段階にある治療・手術などです。評価の結果、公的医療保険の対象に移ったり、評価の対象から外れたり、先進医療の内容は時とともに変化します。

出典:2023年12月7日厚生労働省[先進医療会議資料]
(2022年7月~2023年6月実績)より東京海上日動火災保険(株)作成

【お問い合わせ先】

取扱代理店 エムエスティ保険サービス株式会社 0120-057-767<受付時間:平日9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)>

保障内容についてくわしくはP9・10をご確認ください

各プランの比較

疾病保障付住宅ローンは**住宅ローンご契約時にのみご加入**いただけます。

お借入後のご加入や保障プランの変更はできないので、住宅ローンとあわせて保障についてご検討ください。

	3大疾病50%	7大疾病100%	全疾病100%	保険料支払型
保障内容	3大疾病 がん ^(※1) ※上皮内がんを除く			
	がんと 診断 で住宅ローン残高が 50% に	手厚い保障 がんと 診断 で住宅ローン残高が 0円 に	がんと 診断 で住宅ローン残高が 0円 に	手厚い保障 就業障害が所定の期間継続したら住宅ローン残高が 0円 に
	3大疾病 脳卒中 (脳梗塞など)			
	入院したら住宅ローン残高が 50% に	入院したら住宅ローン残高が 0円 に	入院したら住宅ローン残高が 0円 に	就業障害が所定の期間継続したら住宅ローン残高が 0円 に
	3大疾病 急性心筋梗塞			
	入院したら住宅ローン残高が 50% に	入院したら住宅ローン残高が 0円 に	入院したら住宅ローン残高が 0円 に	就業障害が所定の期間継続したら住宅ローン残高が 0円 に
	その他の病気・ケガ			
—	4つの生活習慣病を保障	全疾病・ケガ ^(※2) を保障	4つの生活習慣病を保障	
月次返済保障				
—	あり	あり	あり	
その他の保障				
—	—	—	自動付帯 総合先進医療特約 オプション 女性疾病特約	
年齢	借入時年齢 46歳 未満	借入時年齢 50歳 未満	借入時年齢 50歳 未満	借入時年齢 56歳 未満
支払方法	住宅ローン金利 +年 0.15%	住宅ローン金利 +年 0.3%	住宅ローン金利 +年 0.5%	保険料を別払い
中途脱退	不可	不可	不可	可 ※脱退時は手続きが必要です

(※1) 90日間の待機期間があります。(※2) 保険会社が認める病気やケガが対象となり、精神障害などの保障対象外となる病気やケガがあります。

保障内容について詳しくはP9・10をご確認ください

付帯サービス

疾病保障付住宅ローンのご加入者さま向けに、以下の付帯サービスをご用意しています。



メディカルアシスト

緊急医療相談

医療機関案内

がん専用相談窓口

転院・患者移送手配

予約制専門医相談

おからだの「もしも」のときに、24時間365日常駐の医師・看護師がお電話で医療相談にお応えします。

[\くわしくはこちら^{\(*\)}/](#)



0120-708-110

受付時間

24時間365日受付

※予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は24時間365日)



介護アシスト

電話介護相談

各種サービス優待紹介

インターネット介護情報サービス (www.kaigonw.ne.jp)

介護に関するご家族の負担を軽減するサービスをご提供します。

[\くわしくはこちら^{\(*\)}/](#)



0120-428-834

受付時間

9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)



メンタルヘルスサポート

メンタルヘルス電話相談

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。



0120-783-503

受付時間

9:00～21:00 (日祝日を除く)



デイリーサポート

法律・税務相談

社会保険に関する相談

暮らしの情報提供

日頃の様々な悩みまできめ細かくサポート！ 日常生活を応援するサービスです。



0120-285-110

法律相談/社会保険に関する相談 ▶

10:00～18:00

税務相談 ▶

14:00～16:00

暮らしの情報提供 ▶

10:00～16:00

(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

[\くわしくは
こちら^{\(*\)}/](#)



⚠ 各サービス共通のご注意事項

- ご相談のご利用は、疾病保障付住宅ローンの保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、疾病保障付住宅ローンのご加入者さままたはその配偶者^(*)・ご親族^(*)の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- サービスのご利用にあたっては、担当者が「お名前」「ご連絡先」等を確認させていただきます。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動火災保険(株)がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト・介護アシスト・メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

(*)3 東京海上日動火災保険(株)のウェブサイトへ遷移します。

(*)4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

(*)5 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

疾病保障付住宅ローンの商品概要

各プラン共通の商品概要

☑ ご利用いただける方

住宅ローン(セカンド住宅ローンを含む)を新規にお借り入れいただき、日本国内居住の就業されているお客さま

⚠ 住宅ローンご契約時に非居住者の方はご利用できません。

⚠ 告知の内容によりご加入いただけない場合があります。

☑ 申込金額

500万円以上1億円以内(10万円単位)

⚠ 総額1億円までとなります(既契約を含む)。

☑ 保険対象期間

ローンお借入日(ローン実行日)の翌々月の初日からローン約定最終返済月の前月末日まで

⚠ 保険対象期間開始前に発病または診断された疾病やケガに対しては保険金をお支払いできません。

☑ 就業障害とは

被保険者の経験や能力に応じた”いかなる仕事もまったくできない状態”をいいます。

※医師等の診断書、あるいは医師等への事情確認、就業障害状況報告書や被保険者ご本人への事情確認等によって確認させていただきます。

☑ 保険金をお支払いできない主な場合

● 告知違反等の故意または重大な過失がある場合は、保険金をお支払いできません。

● 以下の原因により生じた疾病・ケガに対しては保険金をお支払いできません。

精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害	妊娠、出産、早産または流産 ※保険料支払型プランで「女性疾病特約」付帯を除く
医学的他覚所見のないもの(むちうち症や腰痛等)	発熱等の他覚的症状のない感染
無免許運転や酒気帯び運転	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用
地震・噴火またはこれらによる津波、戦争、内乱または暴動	闘争行為、自殺行為または犯罪行為

⚠ その他のご注意事項

- 保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社による医師等の診断書による審査、または主治医への照会のために、保険金のお支払いまでにお時間をいただくことがあります。
- 住宅ローンのご返済は、保険金のお受取期間中も継続いたします(毎月のローン返済額の保険金は、住宅ローンのご返済とは別に、ご加入の際にお客さまにご指定いただきましたローン返済用口座にお支払いいたします)。
- 対象となる疾病やケガで就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師が認定する就業障害期間は、保険金お支払いの対象となります。
- 保障内容についての概要説明は、当行が保険契約者としての立場から住宅ローンご契約者のために行っているもので、いわゆる保険募集のための説明ではありません。
- 本商品をお申し込みいただくかどうか当行のお取引(融資・預金等)に影響するものではありません。本商品は預金でなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品は「損害保険契約者保護機構」の補償対象です。引受保険会社の経営が破たんした場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- パンフレットには、ご契約上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読のうえ、保険申込後、引受保険会社より郵送される被保険者証等とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。また、被保険者証等は、申込(加入)内容を確認する大切なものです。被保険者証等が到着しましたらご意向通りの内容になっているかご確認いただきますようお願いいたします。
- 保障内容についてくわしくは、重要事項説明書または約款にてご確認ください。

※本商品の東京海上日動火災保険(株)での正式名称は、総合生活保険となります。

ご不明な点については、P4またはP6記載の各プランのお問い合わせ先にご連絡ください

各プランの保障内容

3大疾病50%	
がん ※上皮内がんを除く	初めて悪性新生物の診断確定がなされた場合 ^(※1) 、住宅ローン残高の50%相当額の保険金が債務の返済に充当されます。
脳卒中	脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT(コンピュータ断層撮影法)またはMRI(磁気共鳴映像法)によってその責任病巣が医師等により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合、住宅ローン残高の50%相当額の保険金が債務の返済に充当されます。
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師等により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合、住宅ローン残高の50%相当額の保険金が債務の返済に充当されます。

7大疾病100%	
がん ※上皮内がんを除く	初めて悪性新生物の診断確定がなされた場合 ^(※1) 、住宅ローン残高相当額の保険金が債務の返済に充当されます。
脳卒中	脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT(コンピュータ断層撮影法)またはMRI(磁気共鳴映像法)によってその責任病巣が医師等により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合、住宅ローン残高相当額の保険金が債務の返済に充当されます。
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師等により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合、住宅ローン残高相当額の保険金が債務の返済に充当されます。
4つの生活習慣病 ^(※2) 高血圧性疾患 糖尿病 慢性腎不全 肝硬変	<p>〈ローン残債に対する保障〉 4つの生活習慣病(上記所定の状態を除く悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞を含む)で入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、1年30日^(※3)を超えて継続した場合、その時点での住宅ローン残高相当額の保険金が債務の返済に充当されます。</p> <p>〈ローン返済月額に対する保障〉 4つの生活習慣病(上記所定の状態を除く悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞を含む)で入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、30日間の免責期間を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヵ月につき毎月平均返済予定額^(※4)を1年間を限度としてお受け取りいただけます^(※5)。</p>

全疾病100%	
がん ※上皮内がんを除く	初めて悪性新生物の診断確定がなされた場合 ^(※1) 、住宅ローン残高相当額の保険金が債務の返済に充当されます。
脳卒中	脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT(コンピュータ断層撮影法)またはMRI(磁気共鳴映像法)によってその責任病巣が医師等により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合、住宅ローン残高相当額の保険金が債務の返済に充当されます。
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師等により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合、住宅ローン残高相当額の保険金が債務の返済に充当されます。
その他の病気・ケガ ^(※2) ※保険会社が認めるものが対象	<p>〈ローン残債に対する保障〉 上記所定の状態を除く悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞およびその他の病気やケガで入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、1年30日^(※3)を超えて継続した場合、その時点での住宅ローン残高相当額の保険金が債務の返済に充当されます。</p> <p>〈ローン返済月額に対する保障〉 上記所定の状態を除く悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞およびその他の病気やケガで入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、30日間の免責期間を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヵ月につき毎月平均返済予定額^(※4)を1年間を限度としてお受け取りいただけます^(※5)。</p>

保険料支払型	
7大疾病 がん(上皮内がんを除く) 脳卒中 急性心筋梗塞 高血圧性疾患 糖尿病 慢性腎不全 肝硬変	<p>〈ローン残債に対する保障〉 7大疾病で入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、1年30日^(※3)を超えて継続した場合、その時点での住宅ローン残高相当額の保険金が債務の返済に充当されます。</p> <p>〈ローン返済月額に対する保障〉 7大疾病で入院または医師等の指示による自宅療養により働けない状態が、30日間の免責期間を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヵ月につき毎月平均返済予定額^(※4)を1年間を限度としてお受け取りいただけます^(※5)。 総合先進医療特約、女性疾病特約(正式名称:特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約)については、重要事項説明書・約款でご確認ください。</p>

(※1) 初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日間の待機期間があり、待機期間中に診断確定がなされても保険金支払いの対象外となります。また、がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

(※2) がん、脳卒中、急性心筋梗塞は、各々表内に記載の所定の状態に該当しない疾病を含みます。

(※3) 免責期間は債務返済支援特約のてん補期間満了日までとなり、1年30日となります。1年30日は、同一の就業障害において既に保険金支払の対象となった日数を控除して算出します。

(※4) 保険金支払開始日の前月末時点を基準とした年間返済予定額÷12となります。ただし、約定上の最終毎月返済分と最終ボーナス返済分は年間返済予定額の計算には含めません。ローン約定最終返済月までの期間が12ヵ月以内の場合は年間返済予定額を「約定残存返済月数-1」で割った額となります。

(※5) 保険金の支払期間(てん補期間)は1事故あたり1年間とします。なお、就業障害が終了した後、その日を含めて6ヵ月を経過した日までに、前の就業障害の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含む)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなし、保険金をお支払いします。

就業障害が発生した場合等には、30日以内に以下のお問い合わせ先にご連絡ください

事故のご連絡・ご相談のお問い合わせ先


事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 0120-720-110

受付時間:365日24時間

保険金ご請求時の
必要書類

● 保険金請求書 ● 就業障害状況報告書 ● 診断書 ● 同意書
※上記以外にも書類のご提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

 保険金ご請求に関するお願い

ご加入者さまが対象疾病にかかった場合、本保険制度を有効にご活用いただくために、
以下内容をご家族・ご親族のみなさまに周知いただきますようお願いいたします。

- 本保険制度にご加入されていること、および本商品の内容(保険金支払対象となる疾病・補償条件等)
- ご加入者さまだけでなく、ご家族・ご親族の方からも保険金をご請求いただけること

当行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)



三菱UFJ銀行コールセンター(住宅ローン)
 0120-860-777
9:00～17:00(1/1～1/3、5/3～5/5を除く)
<https://www.bk.mufg.jp>

2024年10月作成 24T-001173

2024年12月25日現在(No.03225)